

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会研修

はじめての廃棄物処理法

英保 次郎

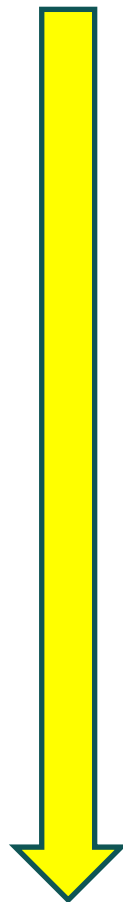


廃棄物処理法

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
＝廃棄物処理法、廃掃法(はいそうほう)
- 産業廃棄物＝産廃(さんぱい)
- 一般廃棄物＝一廃(いっぱい)
- 特別管理産業廃棄物＝特管産廃(とくかん)
- 法、政令、省令(規則)

廃棄物処理法の構成

この順番で構成されている



総則

廃棄物の定義
責務
清潔の保持
都道府県産業廃棄物処理計画

一般廃棄物

市町村の処理等

一般廃棄物の処理
一般廃棄物処理計画

処理基準
委託基準

処理業

処理施設

産業廃棄物

事業者の処理

産業廃棄物管理票

処理基準
委託基準

処理業

処理施設

雑則

投棄の禁止
焼却禁止
改善命令、措置命令
生活環境保全上の支障の除去

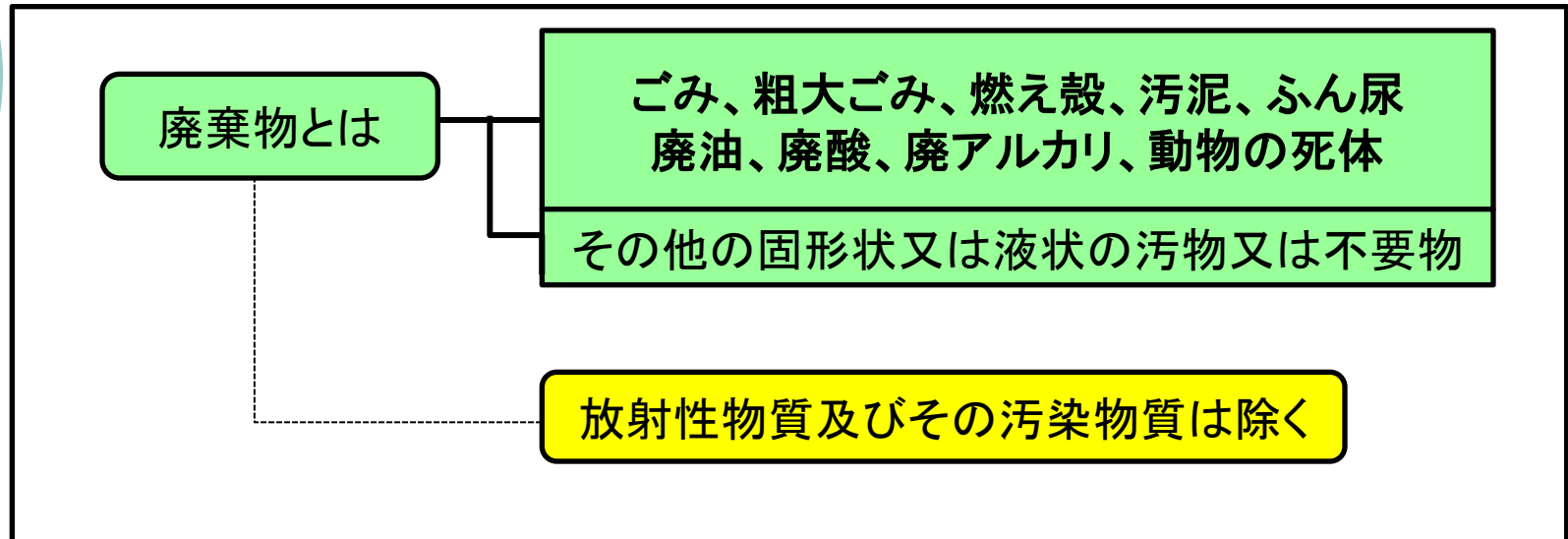
罰則

無許可営業
命令違反
産廃管理票の虚偽記載・交付
法人等両罰規定

今日の内容

1. 廃棄物とは
2. 廃棄物処理責任
3. 産業廃棄物の委託
4. 廃棄物処理基準
5. 産業廃棄物処理業
6. 不法投棄・不法焼却
7. 罰則

1 廃棄物とは (法第2条)



1. 廃棄物と有価物

○ 不要物

廃棄物とは占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができなくなったために不要になったもの

自ら利用しない・他人に有償売却できない

有価物は廃棄物ではない

廃棄物に該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案して判断すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できる物ではない。

（総合判断説）

- ①排出の状況、②物の性状、
- ③通常 of 取扱い状況、④取引価値の有無、
- ⑤占有者の意志

総合判断説

廃棄物とは

5つの要素で総合的に判断

1. 物の性状	●利用用途に要求される品質を満足しているか ●飛散、流出、悪臭等の発生するおそれがないか
2. 排出の状況	●排出が需要に沿って計画的に行われているか ●適切な保管や品質管理がなされているか
3. 通常の手扱い形態	●製品として市場流通し、通常、廃棄物として処理されることはないか
4. 取引価値の有無	●取引の相手方に有償譲渡されているか
5. 所有者の意思	●所有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるか、その意思は所有者の個人的意思ではなく、「社会的に常識として認められる意思」をいう

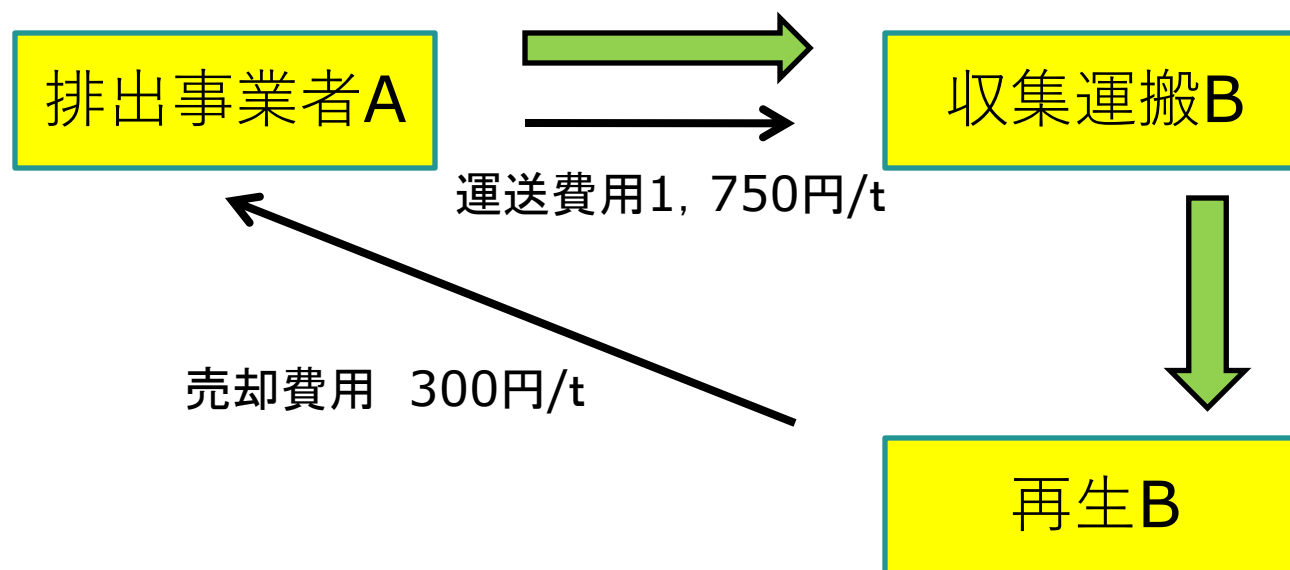
廃プラスチック類の固形燃料化

- 1 その物の性状 通常の産廃とかわらない
- 2 排出の状況
産業廃棄物として受け取ったものを破砕・選別したのみで、混合状態で排出、販売されず放置
- 3 通常の取引形態
様々な性状が混在。混合状態のままでは再製品化困難、固形燃料化したものは粗悪品・放置
- 4 取引の価値
購入した取引状況となっているが、運賃の負担が不明
- 5 占有者の意志
廃棄物の中から素材の良いものを厳選し、購入としているが、無造作に野積み状態

お金の支払いと運賃負担の目安

①Bが物品代と運搬費を負担する場合	排出者等 A.引渡し側 排出物 物品代 運搬費 産廃業者等 B.受取り側	廃棄物に該当せず
②Bが物品代を、Aが運搬費を負担する場合 物品代＞運搬費	排出者等 A.引渡し側 排出物 物品代 運搬費 産廃業者等 B.受取り側	
③Aが処理料金と運搬費を負担する場合	排出者等 A.引渡し側 排出物 処理料金 運搬費 産廃業者等 B.受取り側	廃棄物に該当する
④Bが物品代を、Aが運搬費を負担する場合 物品代＜運搬費	排出者等 A.引渡し側 排出物 物品代 運搬費 産廃業者等 B.受取り側	

手元さんかく▲ 一般的に廃棄物

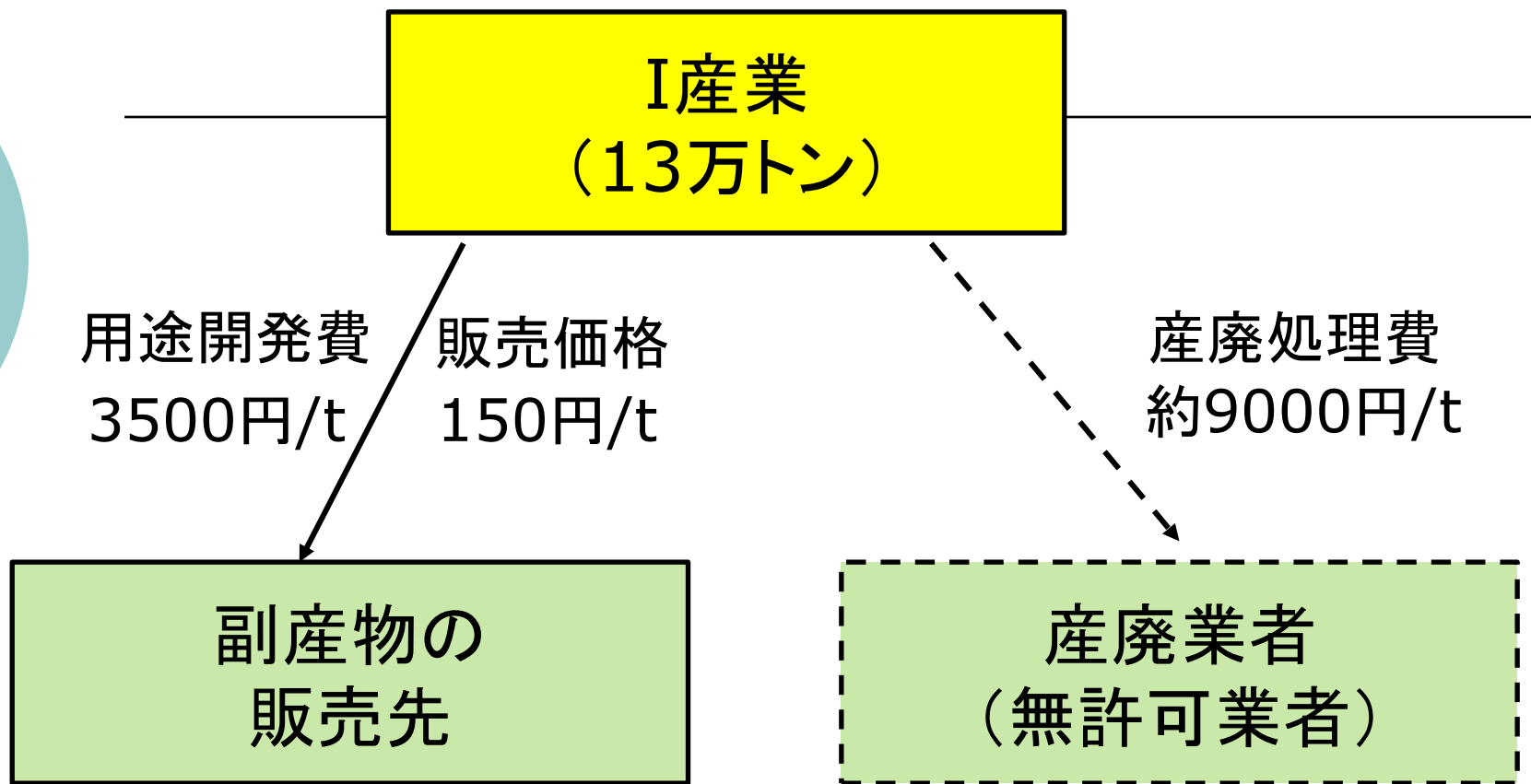


H3.10.18 衛産50 産業廃棄物対策室長通知

手元さんかく▲

有価物偽装事件（I産業）

- 製造工程から発生する副産物を造成工事の盛り土として「低コストの埋め戻し材」として、M県のリサイクル製品認定。
- 用途開発費の名目で販売額を上回る金額を業者に払っていた（有価物偽装）。



有害物質(六価クロムとフッ素)検出



※サンプルは以上です
(14ページ
／全101ページ中)